

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書

平成二十九年六月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成二十八年時点で所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約四百十万ヘクタールに及び、このまま推移すると二〇四〇年には北海道本島並みの約七百二十万ヘクタールに達するとの試算を公表しました。

今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地はさらに増えると見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は二〇四〇年までに約六兆円規模に上ると試算されています。

政府は、本年の通常国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を成立させ、土地の所有者探索を合理化する仕組みと、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを創設しました。また、本年六月に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）二〇一八」では、住民票の除票等の保存期間延長について検討すべきとされています。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要です。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、五年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、五年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまいます。

よって、中央区議会は、国会及び政府に対し、住民票の除票等の保存期間を延長することで、所有者不明土地だけでなく、空き家問題における所有者の特定が一層容易となるよう、下記事項の実現を強く求めるものです。

記

一 住民基本台帳法施行令第三十四条第一項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の保存期間を、現行の五年から百五十年程度に延長すること。

二 住民基本台帳法施行令改正までの期間、各自自治体において除票等の廃棄が進行しないよう、廃棄作業を当面凍結するよう各自自治体に通達すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成三十年十月十七日

東京都中央区議会議長 磯野 忠

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣	農林大臣	国土交通大臣
長	長	大	大	大	大	大
臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣

あて